

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年8月7日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 横田 陽子

【電話番号】 03-3593-5928

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）  
アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）  
継続募集額 上限 5,000億円  
アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）  
継続募集額 上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし / 毎月決算型）

アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

ただし、それぞれの愛称として「毎月倶楽部（為替ヘッジなし）」、「毎月倶楽部（為替ヘッジあり）」という名称を、また両ファンドを総称する愛称として「毎月倶楽部」という名称を用いることがあります。

（なお、それぞれを「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」という場合があります。また、両ファンドを総称して、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

また、基準価額は原則として計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は1.575%（税抜1.5%）です。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。申込単位については販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

申込期間：平成25年8月8日から平成26年8月7日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。

なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

## 取得申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込を行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問合せください。）等につきましては、販売会社にお問合せください。

また、販売会社等によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱となります。

## 取得申込受付の中止

- 1)取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合には、取得の申込みを受付けないものとします。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社にお問合せください。
- 2)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

## 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
<b>追加型投信</b>	<b>海外</b>	<b>債券</b>
	内外	不動産投信 その他資産( ) 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。  
 なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を含む） 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり （ ）
不動産投信	その他 （ ）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ ・ ファンズ	なし
その他資産* （投資信託証券（債券））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （債券））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回 （毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

\* ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

商品分類表および属性区分表の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）」

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を含む） 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ ファンズ	なし
その他資産* （投資信託証券（債券））	その他 （ ）	アフリカ 中近東（中東） エマージング		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （債券））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回 （毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ あり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

\* ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

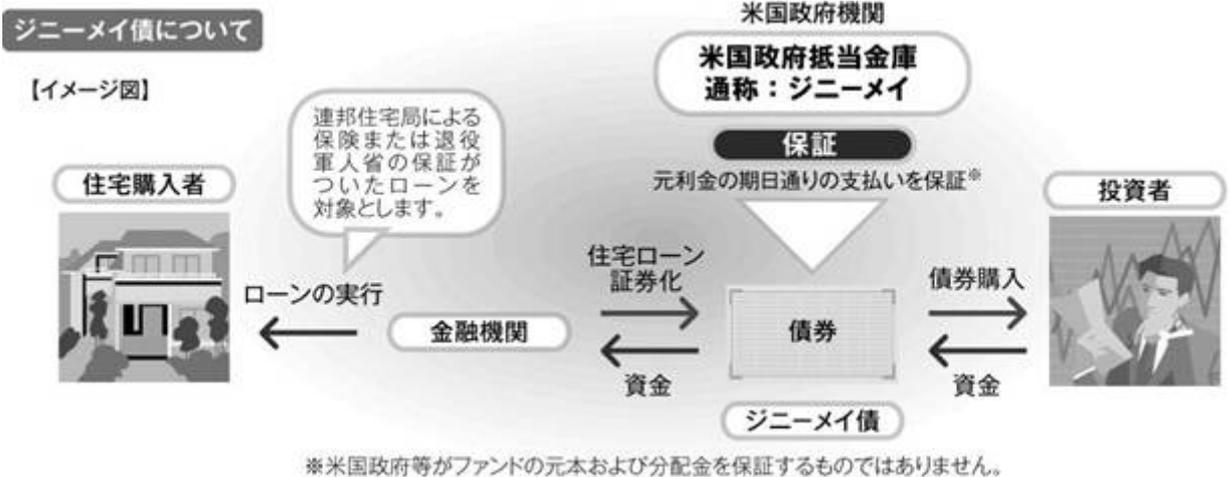
商品分類表および属性区分表の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうち、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1. マザーファンドへの投資を通じて、主として米国のGNMA（ジニーメイ）パススルー証券（以下、「ジニーメイ債」といいます。）に実質的に投資します。



ジニーメイ債とは、住宅ローン債権を担保としたもので、住宅ローンに対する返済元利金から一定の手数料等を差し引いたものをそのまま持分に依拠して投資者に支払う（パス・スルーする）債券です。

ジニーメイ債の裏付けとなる住宅ローンは、期日通りの返済のほかに繰上返済される場合があります。返済された住宅ローンの元金は投資者にパス・スルーされ、ジニーメイ債はその分期限前償還されます。

2. マザーファンドの外貨建資産にかかる運用指図の権限を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク に委託します。

ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント\*に属し、世界70カ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

\*ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント（AWM）部門のブランド名です。

3. ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、バークレイズ GNMA MBS インデックス<sup>1</sup>をベンチマーク<sup>2</sup>として運用を行います。

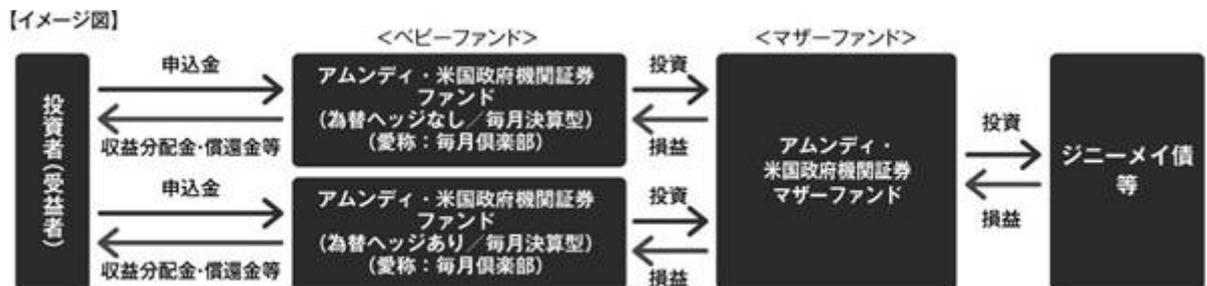
<sup>1</sup> バークレイズGNMA MBS インデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

<sup>2</sup> ベンチマークとは、運用のパフォーマンス評価やリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。運用のパフォーマンスは、ベンチマークを上回ることもあれば下回ることもあります。ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

#### ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。



・各ファンドは、マザーファンドの他に、ジニーメイ債等に直接投資する場合があります。

「為替ヘッジなし」と、「為替ヘッジあり」のいずれかをお選びいただけます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

### 1 【ジニーメイ債】米国国債と同等の信用力を有するとみなされる債券に投資します。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし・為替ヘッジあり/毎月決算型)(愛称：毎月倶楽部)」は、「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」への投資を通じて、主として米国のジニーメイ債等(RMBS：住宅ローン担保融資などを裏付け債権として発行された債券)に実質的に投資します。ジニーメイ債は米国政府が100%出資する政府機関ジニーメイ(GNMA)が元利金の期日通りの支払いを保証しているため、米国国債<sup>※</sup>と同等の極めて高い信用力を有しているとみなされます。

※米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。

#### ■債券の格付・利回りと信用リスク

		スタンダード&プアーズ社		ムーディーズ社	
投資適格債 (BBB格以上)	AAA	+	Aaa	1	2
	AA	-	Aa	2	3
	A	+	A	1	2
		-		2	3
	BBB	+	Baa	1	2
ハイールド債 (高利回り債/ 投機的格付債) (BB格以下)	BB	-	Ba	2	3
		+		1	2
	B	-	B	2	3
		+		1	2
	CCC	-	Caa	2	3
			1	2	
	CC	-	Ca	2	3
	C		C		

出所：スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。  
債券は上記以外にも、発行形態、償還までの期間等様々な方法で分類されます。

## ジニーメイ債に投資をするポイント

### ① 高い利回り

ジニーメイ債は、米国国債と比較しても高い利回りが期待でき、また米国国債に並ぶ高い流動性があります。(ジニーメイ債はMBS(モーゲージ証券)に含まれます。)



出所：パークレイズ、ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。  
ジニーメイ債：パークレイズ GNMA MBS インデックス(年限区分なし)  
米国国債：パークレイズ米国国債インデックス(3-5年)  
世界国債(除く日本)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本)インデックス(3-5年)  
米国AAA社債：BofAML米国社債(AAA格)インデックス(3-5年)  
日本国債：シティグループ日本国債インデックス(3-5年)

- ・パークレイズ・インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。
- ・シティグループのインデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券インデックスです。
- ・BofAMLのインデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。

#### <期限前償還による米国国債とジニーメイ債の利回り差>

ジニーメイ債は、通常の債券の満期一括償還と異なり、期限前償還リスク(原資産である住宅ローンの繰上返済等に伴い本債券が繰上償還され、その償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク)という不確実性があることから米国国債よりも高い利回りで見取されています。



出所：米国証券業金融市場協会のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。

上記は過去のデータであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。



## 追加的記載事項

### ② 期限前償還

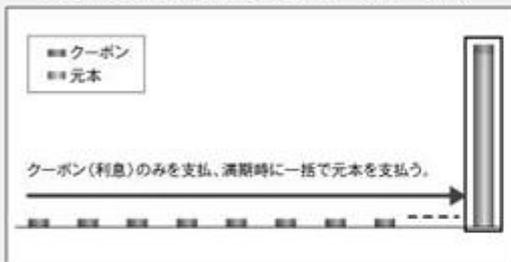
ジニーメイ債は、住宅ローンを裏付けとして発行される証券であるため、裏付けとなる住宅ローンの返済に伴い、満期前に償還される場合があります。

期限前償還の主な要因は、①住宅ローンの借り換え、②持ち家の買い替え、③住宅ローンの一括返済、④貸し倒れ、などがあります。一般的に、金利が低い局面では住宅ローンの借り換えをする人が多くなり、逆に金利が高くなる局面では住宅ローンの借り換えをする人は少なくなります。

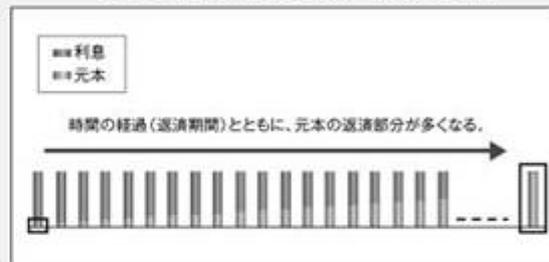
### ③ デュレーション

ジニーメイ債は通常30年債あるいは15年債として発行されますが、お金の流れ（キャッシュフロー）は一般的な利付債券と異なります。ジニーメイ債は、住宅ローンの返済に伴い元本は徐々に償還されるため、一般的な債券に比べるとデュレーションは短くなります。また、繰上返済もデュレーションを短くする要因の一つとなります。このように、ジニーメイ債は一般的な債券に比べてデュレーションが短いことから、金利上昇による債券価格の下落幅が小さくなります（金利低下による債券価格の上昇幅も小さくなります）。

一般的な利付債券のキャッシュフロー（イメージ図）



ジニーメイ債のキャッシュフロー（イメージ図）



※上記はイメージ図です。実際の動きとは異なる場合があります。

#### デュレーションとは

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどれだけ変動するのを示すものです。一般的に、デュレーションが長いほど金利変動による価格変動リスクが大きいことを示します。また、デュレーションは、利息収入や償還金で投資元本を回収するのにどのくらいの期間が必要かを示すものでもあり、通常は年数で表示されます。一般的に残存期間が長い債券ほど、また利率が低い債券ほどデュレーションは長くなります。

<金利変動による債券価格の変化(イメージ図)>



※上記はイメージ図です。実際の動きとは異なる場合があります。

#### <債券価格の特性>

一般的に、金利が上昇すると債券の価格は低下します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ、金利上昇時の価格変動が相対的に軽微になります。金利が低下する場合は、逆に債券価格は上昇します。

## 追加的記載事項

### 2 【為替】リスク許容度にあわせて2つのコースからお選びいただけます。

「為替ヘッジありコース」と「為替ヘッジなしコース」のどちらかをお選びいただけます。  
 「為替ヘッジありコース」を選択した場合、為替ヘッジを行うことにより、円米ドル相場の為替変動リスクを抑えることができます。  
 「為替ヘッジなしコース」を選択した場合、為替変動リスクをとって為替差益を享受することができます（損をする場合もあります）。

#### 為替ヘッジありコースの場合

「為替ヘッジありコース」をご選択頂いた場合、為替変動リスクを抑制することができますので、価格の変動が比較的小さくなります。為替差損を抑制することができる一方で、為替差益を享受することができません。為替ヘッジをする場合にはヘッジコストがかかります。ヘッジコストは主に2国間の金利差で決まります。したがって、日本よりも米国の金利が高い状況で金利差が広がるほどヘッジコストは高くなります。

「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### 為替ヘッジなしコースの場合

「為替ヘッジなしコース」をご選択頂いた場合、為替の影響を受けて基準価額は変動します。円安米ドル高の局面ではプラス要因、円高米ドル安の局面ではマイナス要因となります。

<イメージ図>



※上記はイメージ図です。実際の動きとは異なる場合があります。

### 3 【分配金】原則として、毎月分配金をお受取りいただけます。

原資産が住宅ローンであるため、毎月の元利金の返済(キャッシュフロー)を活用し、安定的な毎月分配が期待できます。(決算日は、原則として毎月5日です)



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

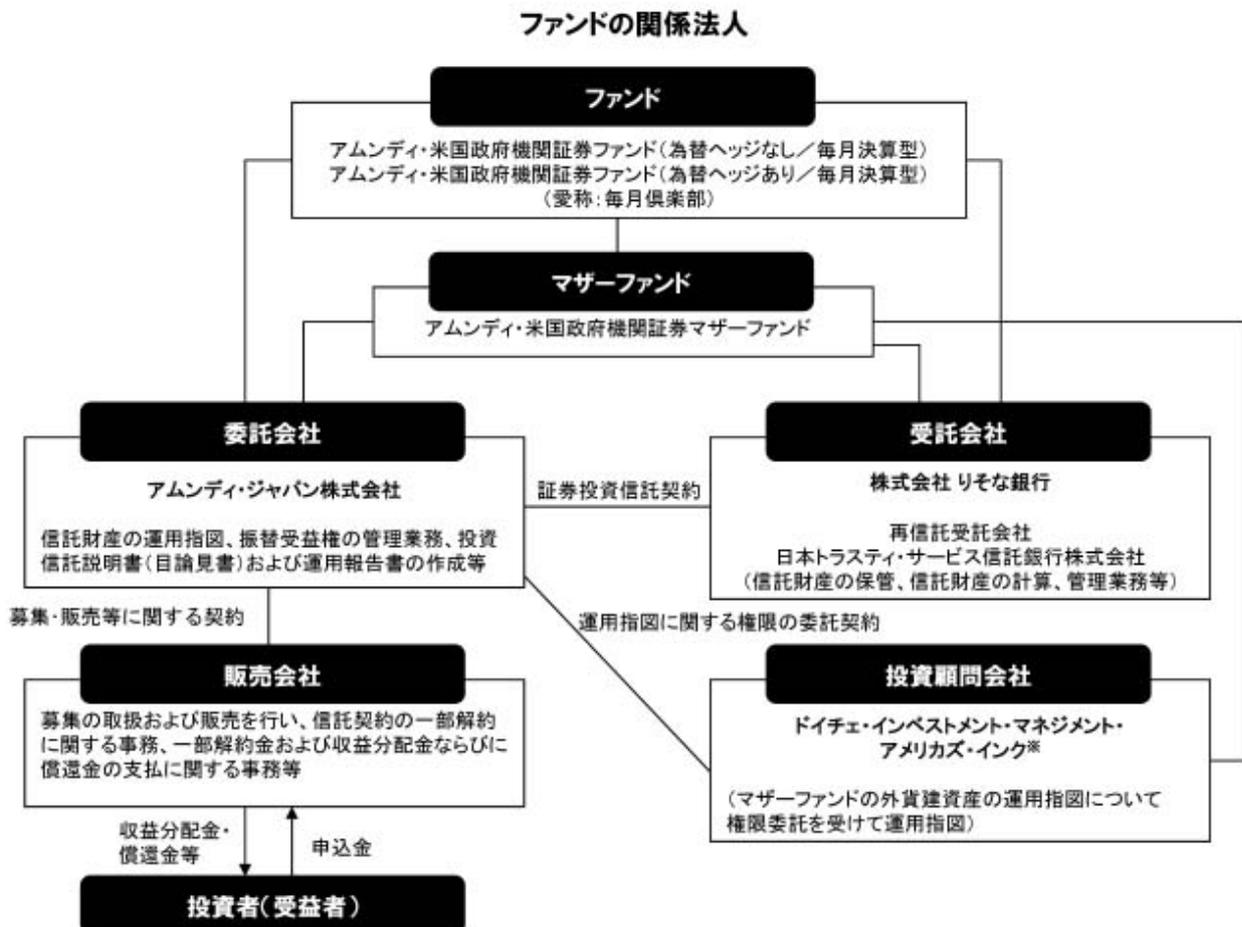
## (2) 【ファンドの沿革】

平成15年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成22年7月1日 ファンドの名称を「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」から「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」および「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、ファンドの投資顧問会社です。投資顧問会社は「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の1第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はファンドの運用指図の権限を委託します。

## 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
運用指図に関する権限の委託契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、当該証券投資信託の親投資信託の信託財産の外貨建資産の運用指図を行うための運用指図の権限の委託契約

## 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## アムンディの概要

アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ（約83兆円、1ユーロ＝114.71円で換算、2012年12月末現在）を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主に米国のジニーメイ債に投資します。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### マザーファンドの投資方針

##### （基本方針）

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」は、主として米国のジニーメイ債に投資し、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

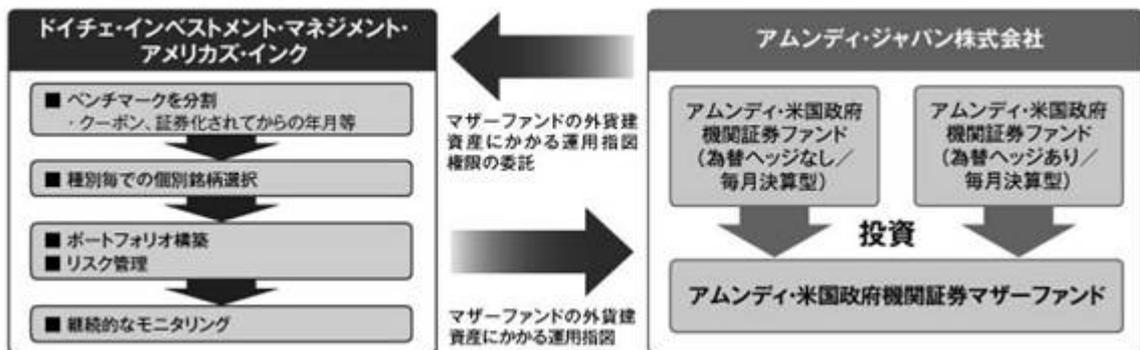
##### （投資方針）

主として米国のジニーメイ債に投資を行います。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

運用にあたりましては、米国のドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク（住所：345 Park Avenue, New York, NY 10154-0010, USA）に外貨建て資産の運用の指図にかかる権限を委託します。

### ◎ ファンドの投資プロセス



#### ■ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント概要

ドイツ銀行グループに属するグローバルな資産運用機関であり、世界主要都市に拠点を設け、約9,730億ユーロ（約117兆円、1ユーロ=120.60円で換算。2013年3月末現在）の運用資産を有しています。

#### ■アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ（約83兆円、1ユーロ=114.71円で換算。2012年12月末現在）を超え、欧州第2位<sup>\*</sup>、世界ではトップ・テン<sup>\*</sup>に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

<sup>\*</sup> インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

ただし、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

主な投資対象

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5)有価証券店頭指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を主として「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前記16.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書および9.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および9.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

#### 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28

条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。  
スワップ取引の運用指図
  - 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 4) 前記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
  - 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## (3) 【運用体制】

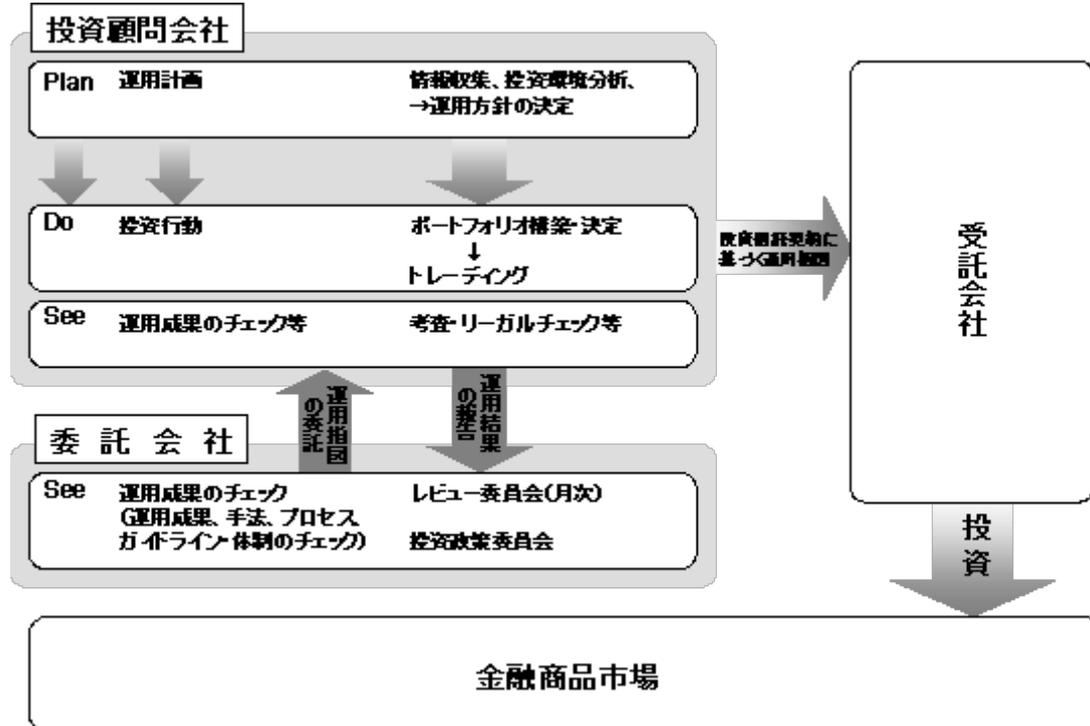
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・・委託会社のレビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

投資顧問会社・・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

マザーファンドの外貨建資産にかかる運用指図の権限を委託する、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが属するドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントの運用体制は以下のとおりです。

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界各国に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。
- ・ ジニーメイ債の運用については、20年を超える運用実績を有しています。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントの運用体制は、2013年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

##### 収益の分配

毎決算時（年12回、原則として毎月5日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

##### イ 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ロ 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### ハ 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

##### 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

## ◎収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

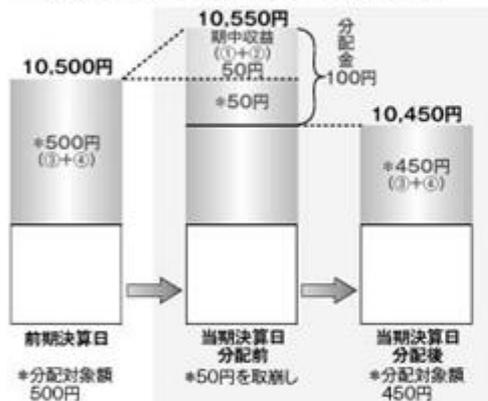
投資信託で分配金が支払われるイメージ



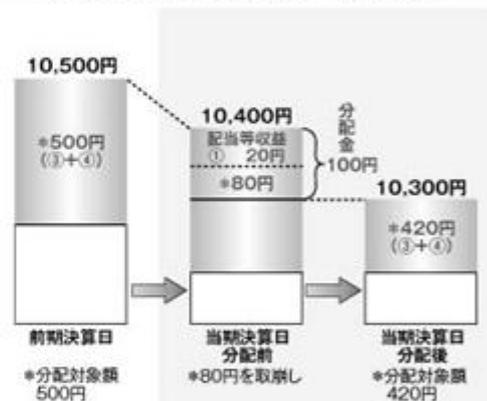
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

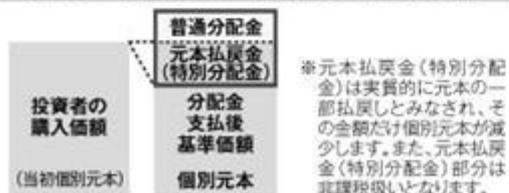


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

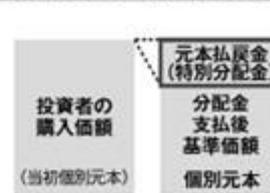
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

### (5) 【投資制限】

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通  
信託約款に基づく主な投資制限

#### (イ) 株式への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じ

て得た額をいいます。

(ロ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(二) 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解

約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 4) 前記3)において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 6) 前記5)において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
  - 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(チ) 有価証券の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(リ) 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 借入れの指図を行う有価証券の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(ヌ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(ル) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ロ) 外国為替予約取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財

産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3)前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (ワ) 資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

#### (イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

#### (ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

#### (参考) 「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」の主な投資対象と主な投資制限

##### (1) 主な投資対象

米国のGNMA(ジニーメイ)パススルー証券を主要投資対象とします。

##### (2) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資には制限を設けません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として米国のジニーメイ債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 金利変動リスク

ジニーメイ債は、他の債券と同様、一般に金利が上昇すると価格が下落し、金利が低下すると価格が上昇する性質があります。

#### 期限前償還リスク

ジニーメイ債には、住宅ローンの期日通りの返済や繰上返済に伴う期限前償還リスクがあり、償還差損が発生する可能性や、再投資リスク（償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク）があります。

一般に金利が低下すると低金利ローンへの借換え等のため期限前償還は増加し、金利が上昇すると期限前償還は減少する傾向があると考えられます（期限前償還は、その他の要因にも影響を受け増減します。）。

期限前償還の増減は、結果としてジニーメイ債の平均残存年数を変動させます。したがって例えば、実質的に短期債に相当する金利感応度を有していたジニーメイ債が、期限前償還の減少または減少が予想されることにより、より長期の債券と同等の金利感応度を示すこともあります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。為替ヘッジとは、外貨建資産に投資する際の為替変動リスクを回避する手法のことで、円高時（米ドル安時）には外貨建資産は為替差損を被りますが、円買い米ドル売りの先物為替予約（一定期間後に一定の為替レートで米ドルを円に戻す契約）を為替銀行と結ぶなどの方法で、将来の円高（米ドル安）による損失を防ぐことができます。ただし、円安（米ドル高）になった場合の為替差益は得ることができなくなります。「為替ヘッジなし」は、実質組入外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため実質組入外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

## 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

ジニーメイ債は、米国政府機関の一つである政府抵当金庫（Government National Mortgage Association）がジニーメイ債の元利金の期日通りの支払いを保証しています。したがって、ジニーメイ債は、米国国債と同等の信用力を有すると考えられています。

ただし、米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。

為替予約取引等には相手先の決済不履行リスクが伴います。

## 流動性リスク

換金代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。取引量が比較的小さな市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

### ファンドの繰上償還

各ファンドは、受益権の残存口数がそれぞれ20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

### ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

### 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

### 換金の中止

1. ニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、換金請求の受付は行いません。

海外の休業日、換金請求受付不可日に関しては販売会社（販売会社については「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

2. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよび既に受付けた換金請求の受付を取消

することがあります。

## 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金と異なります。投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象ではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析  
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・ 運用リスクの管理  
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は以下のとおりです。

#### ポートフォリオ・マネージャー

- ・ 運用に際しては、パフォーマンスおよびポートフォリオ特性（トラッキング・エラー、デュレーション・エクスポージャー、イールドカーブ・ポジショニング等）を常に管理するとともに、投資ガイドラインの遵守につとめます。

#### コンプライアンス部門

- ・ 運用部門から独立した立場から、リスクの分析および管理を行います。
- ・ 具体的には、顧客の投資目的および投資ガイドラインに沿った適切な運用が行われているかについてモニタリングを行います。
- ・ モニタリングは、売買の執行時およびポートフォリオを日々監視することにより行われ、投資ガイドラインの違反が発生した場合には、関連部署に報告を行います。
- ・ 社内規定および法令および諸規則の遵守状況の管理を行います。

#### インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティー

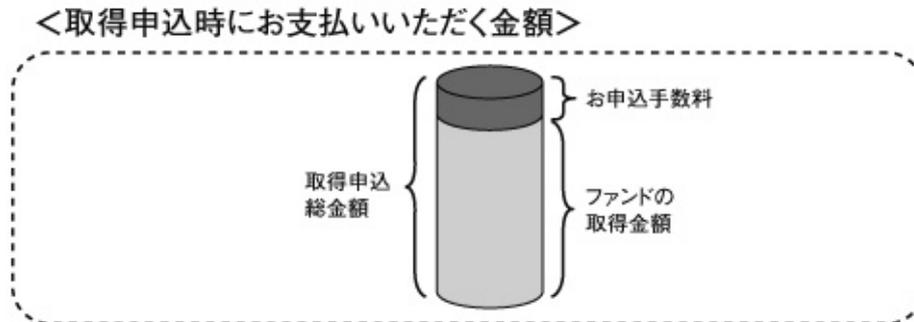
- ・運用が投資ガイドラインに沿って適切に行われていることの確認を行います。また、投資ガイドラインの違反があった場合は運用部門と問題の解決にあたります。

ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は、平成25年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は1.575%（税抜1.5%）です。



販売会社が独自に定める申込手数料率等についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

委託会社（販売会社が受け取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.2500%）を乗じて得た金額とし、内訳は各販売会社の純資産総額により以下のとおりとします。

(信託報酬の配分)

(年率)

各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.7350% (税抜0.70%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0525% (税抜0.05%)
500億円超750億円以下の部分	0.6300% (税抜0.60%)	0.6300% (税抜0.60%)	0.0525% (税抜0.05%)
750億円超1,000億円以下の部分	0.5775% (税抜0.55%)	0.6825% (税抜0.65%)	0.0525% (税抜0.05%)
1,000億円超1,500億円以下の部分	0.5250% (税抜0.50%)	0.7350% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)
1,500億円超2,000億円以下の部分	0.4725% (税抜0.45%)	0.7875% (税抜0.75%)	0.0525% (税抜0.05%)
2,000億円超3,000億円以下の部分	0.4200% (税抜0.40%)	0.8400% (税抜0.80%)	0.0525% (税抜0.05%)
3,000億円超の部分	0.3675% (税抜0.35%)	0.8925% (税抜0.85%)	0.0525% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支払時に信託財産の中から支払います。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図権限の一部を委託しているドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに対する報酬が含まれています。委託会社がドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに支払う報酬額は、マザーファンドの信託財産の日々の純資産総額に次の報酬率を乗じて得た金額とし、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに委託会社の報酬から支払うものとします。

マザーファンドの純資産総額	報酬率
500億円以下の部分	年率0.375%
500億円超1,000億円以下の部分	年率0.325%
1,000億円超1,500億円以下の部分	年率0.275%
1,500億円超の部分	年率0.225%

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

## (4) 【その他の手数料等】

信託事務等の諸費用

(イ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（ロ）（イ）において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

（ハ）（イ）において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期に、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

#### その他の費用

（イ）ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産の負担とします。このほかに、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

（ロ）ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、その借入金の利息は信託財産から支払われます。

\* その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

\* ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

## 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税<sup>1</sup>または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税<sup>1</sup>が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% <sup>2</sup> 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% <sup>2</sup> 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

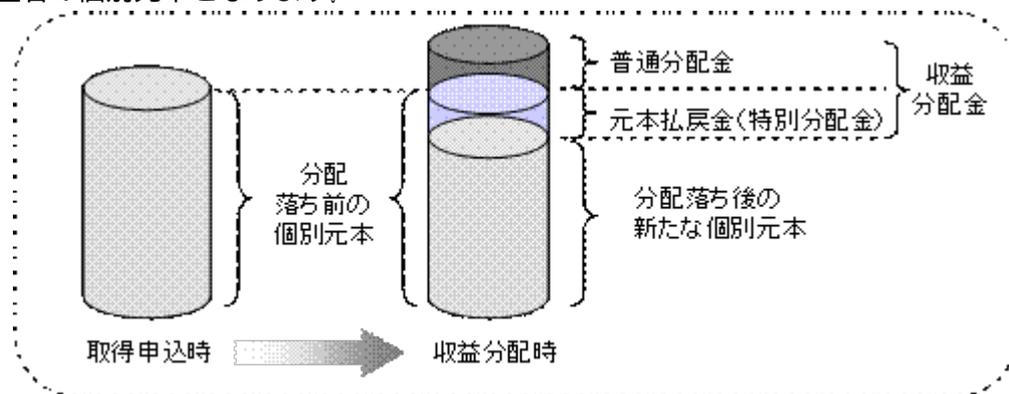
#### 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。  
「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

**課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。**

## 5【運用状況】

以下は平成25年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

### （1）【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,617,886,224	99.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		23,482,720	0.88
合計（純資産総額）		2,641,368,944	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	949,703,928	100.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,425,519	0.36
合計（純資産総額）		946,278,409	100.00

その他の資産の投資状況

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

該当事項はありません。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	950,590,000	100.45

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

< 参考情報 >

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	アメリカ	3,516,045,253	98.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		51,626,015	1.44
合計（純資産総額）		3,567,671,268	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	25,292,500	0.70

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額		評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	帳簿価額 (円)			
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・米国政府機関証券 マザーファンド	1,901,151,942	1.3685	2,601,726,433	1.3770	2,617,886,224	99.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額		評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	帳簿価額 (円)			
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・米国政府機関証券 マザーファンド	689,690,580	1.3685	943,841,559	1.3770	949,703,928	100.36

## 種類別投資比率

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.11
合計		99.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.36
合計		100.36

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

該当事項はありません。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	9,400,000.00	936,143,600	950,590,000	100.45

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

す。

## &lt; 参考情報 &gt;

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」  
投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額		評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	帳簿価額 (円)					
1	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 752602	1,599,264.68	11,260.32	180,082,355	10,991.86	175,788,987	4	2040/10/20	4.92
2	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 710687	1,585,143.41	11,244.13	178,235,639	10,946.80	173,522,587	4.5	2039/07/15	4.86
3	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3569	1,285,194.17	11,367.57	146,095,384	11,177.62	143,654,168	5.5	2034/06/20	4.02
4	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3556	1,188,879.56	11,367.57	135,146,751	11,177.62	132,888,483	5.5	2034/05/20	3.72
5	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL MA0318	1,214,705.68	11,011.41	133,756,336	10,643.66	129,289,159	3.5	2042/08/20	3.62
6	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 692734	1,144,198	11,242.10	128,631,994	11,081.18	126,790,708	5	2039/08/15	3.55
7	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 733724	1,149,831.46	11,244.13	129,288,583	10,946.80	125,869,828	4.5	2040/06/15	3.52
8	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 794636	1,142,610.42	11,027.60	126,002,599	10,689.11	122,134,924	3.5	2042/06/15	3.42
9	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 4678	1,103,613.81	11,183.42	123,421,826	10,966.17	121,024,195	4.5	2040/04/20	3.39
10	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL AA1052	1,079,585.06	10,996.24	118,713,789	10,656.30	115,043,919	3.5	2042/06/20	3.22
11	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL MA0088	1,075,590.56	11,011.41	118,437,786	10,643.66	114,482,217	3.5	2042/05/20	3.20
12	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 733595	993,886.87	11,309.90	112,407,614	11,117.54	110,495,850	4.5	2040/04/15	3.09
13	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 745094	960,534.6	11,309.90	108,635,505	11,117.54	106,787,895	4.5	2040/06/15	2.99
14	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3502	881,096.15	11,641.77	102,575,194	11,710.41	103,179,982	6.5	2034/01/20	2.89
15	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 710859	918,039.5	11,166.22	102,510,354	11,043.24	101,381,337	5	2039/09/15	2.84
16	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 621721	878,168.41	11,498.09	100,972,639	11,413.07	100,226,051	6	2033/11/15	2.80
17	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604622	897,762.36	11,149.02	100,091,742	10,991.07	98,673,716	5	2033/09/15	2.76
18	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL MA0154	914,001.06	11,011.41	100,644,489	10,643.66	97,283,177	3.5	2042/06/20	2.72
19	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL MA0624	933,821.46	10,698.77	99,907,439	10,347.63	96,628,398	3	2042/12/20	2.70
20	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 4771	816,482.64	11,183.42	91,310,726	10,997.79	89,795,057	4.5	2040/08/20	2.51
21	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3414	812,950.86	11,218.83	91,203,642	11,024.27	89,621,924	5	2033/07/20	2.51
22	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 724274	785,135.27	11,166.22	87,669,968	11,043.24	86,704,399	5	2039/09/15	2.43
23	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 733257	737,484.01	11,244.13	82,923,685	10,978.42	80,964,132	4.5	2040/08/15	2.26
24	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 616552	679,883.52	11,536.54	78,435,057	11,616.75	78,980,430	6.5	2034/08/20	2.21
25	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781778	700,624.01	11,162.17	78,204,895	11,003.72	77,094,708	5	2033/11/15	2.16
26	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 726380	701,476.04	11,244.13	78,874,901	10,946.80	76,789,226	4.5	2039/10/15	2.15
27	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL AA5822	741,098.71	10,799.95	80,038,313	10,346.05	76,674,446	3	2042/11/15	2.14
28	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 723600	699,383.38	11,244.13	78,639,600	10,946.80	76,560,147	4.5	2040/01/15	2.14
29	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL MA0089	590,037.87	11,103.49	65,514,813	10,808.47	63,774,092	4	2042/05/20	1.78
30	アメリカ	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 5280	543,781.91	11,103.49	60,378,786	10,808.47	58,774,529	4	2042/01/20	1.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	特殊債券	98.55
合計		98.55

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	250,000.00	25,285,000	25,292,500	0.70

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

#### （3）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成25年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成15年11月5日）	19,997,293,738	20,074,596,949	0.9054	0.9089
第2特定期間末（平成16年5月6日）	28,836,836,931	28,952,295,297	0.8742	0.8777
第3特定期間末（平成16年11月5日）	31,699,532,882	31,828,174,572	0.8625	0.8660
第4特定期間末（平成17年5月6日）	39,873,557,557	40,039,956,797	0.8387	0.8422
第5特定期間末（平成17年11月7日）	36,894,652,216	37,035,315,769	0.9180	0.9215
第6特定期間末（平成18年5月8日）	22,695,260,425	22,788,402,882	0.8528	0.8563
第7特定期間末（平成18年11月6日）	19,065,796,065	19,139,294,420	0.9079	0.9114
第8特定期間末（平成19年5月7日）	13,899,668,616	13,952,279,282	0.9247	0.9282
第9特定期間末（平成19年11月5日）	10,561,809,296	10,603,592,708	0.8847	0.8882
第10特定期間末（平成20年5月7日）	8,973,874,058	9,012,320,658	0.8169	0.8204
第11特定期間末（平成20年11月5日）	7,394,596,769	7,428,602,181	0.7611	0.7646
第12特定期間末（平成21年5月7日）	7,134,201,410	7,166,367,546	0.7763	0.7798
第13特定期間末（平成21年11月5日）	6,159,585,976	6,189,787,984	0.7138	0.7173

第14特定期間末（平成22年 5月 6日）	5,609,800,117	5,636,658,402	0.7310	0.7345
第15特定期間末（平成22年11月 5日）	4,452,706,381	4,463,091,754	0.6431	0.6446
第16特定期間末（平成23年 5月 6日）	3,724,895,218	3,733,735,463	0.6320	0.6335
第17特定期間末（平成23年11月 7日）	3,207,496,682	3,215,182,234	0.6260	0.6275
第18特定期間末（平成24年 5月 7日）	2,925,997,195	2,932,838,285	0.6416	0.6431
第19特定期間末（平成24年11月 5日）	2,666,415,459	2,672,628,308	0.6438	0.6453
第20特定期間末（平成25年 5月 7日）	2,719,783,658	2,725,018,527	0.7793	0.7808
平成24年 5月末日	2,855,103,880	-	0.6341	-
6月末日	2,828,945,489	-	0.6363	-
7月末日	2,768,338,120	-	0.6298	-
8月末日	2,730,506,480	-	0.6323	-
9月末日	2,669,284,932	-	0.6262	-
10月末日	2,676,086,604	-	0.6371	-
11月末日	2,672,542,157	-	0.6542	-
12月末日	2,696,713,658	-	0.6884	-
平成25年 1月末日	2,736,018,887	-	0.7183	-
2月末日	2,687,319,224	-	0.7297	-
3月末日	2,667,394,268	-	0.7403	-
4月末日	2,715,626,953	-	0.7733	-
5月末日	2,641,368,944	-	0.7834	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。以下同じ。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成15年11月 5日）	4,279,418,590	4,288,116,996	0.9840	0.9860
第2特定期間末（平成16年 5月 6日）	10,928,063,602	10,950,746,617	0.9635	0.9655
第3特定期間末（平成16年11月 5日）	10,212,191,304	10,233,091,535	0.9772	0.9792
第4特定期間末（平成17年 5月 6日）	9,413,276,992	9,432,836,412	0.9625	0.9645
第5特定期間末（平成17年11月 7日）	8,005,713,812	8,022,930,531	0.9300	0.9320
第6特定期間末（平成18年 5月 8日）	5,175,727,311	5,187,218,082	0.9008	0.9028
第7特定期間末（平成18年11月 6日）	4,128,836,761	4,138,042,274	0.8970	0.8990
第8特定期間末（平成19年 5月 7日）	3,288,138,998	3,295,568,665	0.8851	0.8871
第9特定期間末（平成19年11月 5日）	2,570,916,582	2,576,820,795	0.8709	0.8729
第10特定期間末（平成20年 5月 7日）	2,190,540,600	2,195,582,931	0.8689	0.8709

第11特定期間末（平成20年11月 5日）	1,881,087,118	1,885,506,524	0.8513	0.8533
第12特定期間末（平成21年 5月 7日）	1,698,501,083	1,702,358,887	0.8806	0.8826
第13特定期間末（平成21年11月 5日）	1,407,509,115	1,410,679,326	0.8880	0.8900
第14特定期間末（平成22年 5月 6日）	1,340,689,304	1,346,727,110	0.8882	0.8922
第15特定期間末（平成22年11月 5日）	2,036,467,642	2,045,570,835	0.8948	0.8988
第16特定期間末（平成23年 5月 6日）	1,722,319,436	1,730,224,172	0.8715	0.8755
第17特定期間末（平成23年11月 7日）	1,567,370,379	1,574,543,387	0.8740	0.8780
第18特定期間末（平成24年 5月 7日）	1,473,891,086	1,480,731,614	0.8619	0.8659
第19特定期間末（平成24年11月 5日）	1,708,573,379	1,716,674,239	0.8437	0.8477
第20特定期間末（平成25年 5月 7日）	963,335,251	966,845,133	0.8234	0.8264
平成24年 5月末日	1,455,909,775	-	0.8617	-
6月末日	1,455,536,873	-	0.8585	-
7月末日	1,760,053,171	-	0.8590	-
8月末日	1,722,555,359	-	0.8550	-
9月末日	1,717,984,626	-	0.8553	-
10月末日	1,704,220,656	-	0.8456	-
11月末日	1,554,187,098	-	0.8394	-
12月末日	1,413,318,671	-	0.8363	-
平成25年 1月末日	1,351,828,099	-	0.8285	-
2月末日	1,307,123,386	-	0.8282	-
3月末日	959,627,337	-	0.8274	-
4月末日	969,212,699	-	0.8285	-
5月末日	946,278,409	-	0.8107	-

## 【分配の推移】

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	0.0105
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	0.0210
第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	0.0210
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	0.0210

第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	0.0210
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	0.0210
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	0.0210
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	0.0210
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	0.0210
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	0.0210
第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	0.0210
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	0.0210
第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	0.0210
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	0.0210
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	0.0170
第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	0.0090
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	0.0090
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	0.0090
第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	0.0090
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	0.0090

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。以下同じ。

## 「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	0.0060
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	0.0120
第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	0.0120
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	0.0120
第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	0.0120
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	0.0120
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	0.0120
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	0.0120
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	0.0120
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	0.0120
第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	0.0120
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	0.0120
第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	0.0120
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	0.0160
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	0.0240

第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	0.0240
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	0.0240
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	0.0240
第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	0.0240
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	0.0180

## 【収益率の推移】

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

	期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	8.4
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	1.1
第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	1.1
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	0.3
第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	12.0
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	4.8
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	8.9
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	4.2
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	2.1
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	5.3

第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	4.3
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	4.8
第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	5.3
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	5.4
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	9.7
第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	0.3
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	0.5
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	3.9
第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	1.7
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	22.4

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。以下同じ。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

期間	収益率(%)	
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	1.0
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	0.9

第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	2.7
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	0.3
第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	2.1
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	1.8
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	0.9
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	0.0
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	0.2
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	1.1
第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	0.6
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	4.9
第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	2.2
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	1.8
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	3.4
第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	0.1
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	3.0
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	1.4

第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	0.7
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	0.3

## (4) 【設定及び解約の実績】

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	22,314,191,917	227,559,921	22,086,631,996
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	12,191,213,706	1,289,741,019	32,988,104,683
第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	6,300,626,509	2,533,962,454	36,754,768,738
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	12,288,384,215	1,500,512,863	47,542,640,090
第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	1,974,318,395	9,327,371,875	40,189,586,610
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	455,842,348	14,033,298,180	26,612,130,778
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	410,568,480	6,023,169,008	20,999,530,250
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	50,801,591	6,018,712,844	15,031,618,997
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	53,077,564	3,146,578,594	11,938,117,967
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	53,975,360	1,007,350,261	10,984,743,066
第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	27,517,459	1,296,428,245	9,715,832,280
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	28,872,218	554,379,703	9,190,324,795
第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	28,474,253	589,653,665	8,629,145,383
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	27,978,701	983,328,298	7,673,795,786
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	71,310,399	821,523,802	6,923,582,383

第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	29,252,726	1,059,337,783	5,893,497,326
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	46,142,439	815,938,302	5,123,701,463
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	22,776,060	585,750,812	4,560,726,711
第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	10,349,276	429,176,482	4,141,899,505
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	42,483,165	694,469,657	3,489,913,013

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成15年 6月27日 至 平成15年11月 5日	4,442,808,951	93,605,807	4,349,203,144
第2特定期間	自 平成15年11月 6日 至 平成16年 5月 6日	9,095,726,552	2,103,422,196	11,341,507,500
第3特定期間	自 平成16年 5月 7日 至 平成16年11月 5日	1,385,988,590	2,277,380,110	10,450,115,980
第4特定期間	自 平成16年11月 6日 至 平成17年 5月 6日	318,938,220	989,344,016	9,779,710,184
第5特定期間	自 平成17年 5月 7日 至 平成17年11月 7日	560,537,942	1,731,888,561	8,608,359,565
第6特定期間	自 平成17年11月 8日 至 平成18年 5月 8日	28,021,963	2,890,995,817	5,745,385,711
第7特定期間	自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 6日	13,964,723	1,156,593,473	4,602,756,961
第8特定期間	自 平成18年11月 7日 至 平成19年 5月 7日	8,677,083	896,600,152	3,714,833,892
第9特定期間	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	10,114,874	772,842,005	2,952,106,761
第10特定期間	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	7,961,059	438,902,109	2,521,165,711
第11特定期間	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	5,896,718	317,359,109	2,209,703,320
第12特定期間	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	5,200,168	286,001,439	1,928,902,049

第13特定期間	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 5日	4,137,906	347,934,236	1,585,105,719
第14特定期間	自 平成21年11月 6日 至 平成22年 5月 6日	75,137,468	150,791,596	1,509,451,591
第15特定期間	自 平成22年 5月 7日 至 平成22年11月 5日	1,421,350,403	655,003,565	2,275,798,429
第16特定期間	自 平成22年11月 6日 至 平成23年 5月 6日	282,232,116	581,846,511	1,976,184,034
第17特定期間	自 平成23年 5月 7日 至 平成23年11月 7日	183,937,626	366,869,611	1,793,252,049
第18特定期間	自 平成23年11月 8日 至 平成24年 5月 7日	101,068,870	184,188,755	1,710,132,164
第19特定期間	自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	451,516,974	136,434,132	2,025,215,006
第20特定期間	自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日	41,720,762	896,974,783	1,169,960,985

## &lt; 参考情報 &gt;

## 運用実績

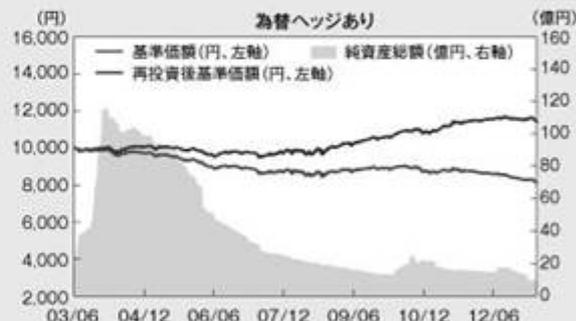
2013年5月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

## ◆基準価額・純資産総額の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。



## ◆基準価額と純資産総額

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
基準価額	7,834円	8,107円
純資産総額	26.41億円	9.46億円

## ◆騰落率

	騰落率 (%)					
	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
為替ヘッジなし	1.50	8.00	21.24	26.87	19.70	20.60
為替ヘッジあり	-1.79	-1.04	-1.31	-1.13	6.16	14.04

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

## 分配の推移

## ◆分配の推移

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
113期(平成25年1月7日)	15円	30円
114期(平成25年2月5日)	15円	30円
115期(平成25年3月5日)	15円	30円
116期(平成25年4月5日)	15円	30円
117期(平成25年5月7日)	15円	30円

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
直近1年間累計	180円	420円
設定来累計	3,455円	3,040円

※分配金は1万円当たり・税引前です。  
※直近5期分を表示しています。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、アムンディ・米政府機関証券マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

## ◆資産配分(アムンディ・米政府機関証券マザーファンド)

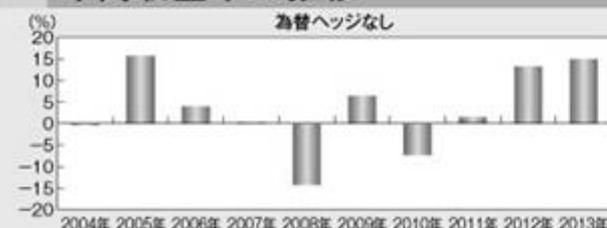
	資産別組入比率(%)
ジニーメイ債	98.55
国債	0.00
その他資産	1.45
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する割合です。  
※四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。  
※設定・解約のタイミングで組入比率の合計が100.00%を超える場合があります。  
※その他資産は、現金、未収利息等です。

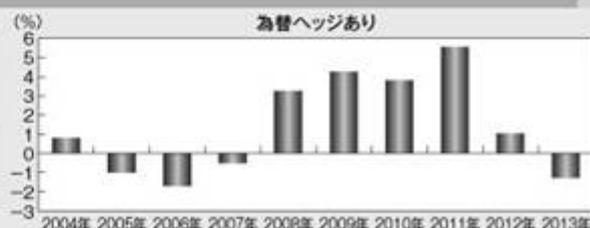
## ◆組入上位10銘柄(アムンディ・米政府機関証券マザーファンド)

	銘柄名	純資産比率(%)
1	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY 752602	4.93
2	GINNIE MAY SINGLE FAMILY(30Y) 710687	4.86
3	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY 3569	4.03
4	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY 3556	3.72
5	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY MA0318	3.62
6	GINNIE MAY SINGLE FAMILY(30Y) 692734	3.55
7	GINNIE MAY SINGLE FAMILY(30Y) 733724	3.53
8	GINNIE MAY SINGLE FAMILY(30Y) 794636	3.42
9	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY 4678	3.39
10	GINNIE MAY II SINGLE FAMILY AA1052	3.22

## 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
※ファンドにはベンチマークはありません。  
※2013年は年初から5月31日までの騰落率を表示しています。



※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合の取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込不可日に關しては販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

申込締切時間は、毎営業日の午後3時までとします。販売会社により異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込の受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。

申込コース	購入単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位

各申込コースとも、販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社へお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。）」等を取扱う場合があります。詳しくは

販売会社へお問合せください。

- (4) 申込手数料は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は1.575%（税抜1.5%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

申込締切時間は、毎営業日の午後3時までとします。販売会社により異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた請求を取消することができるものとします。
- (7) 前記(6)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者

に支払います。  
 買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

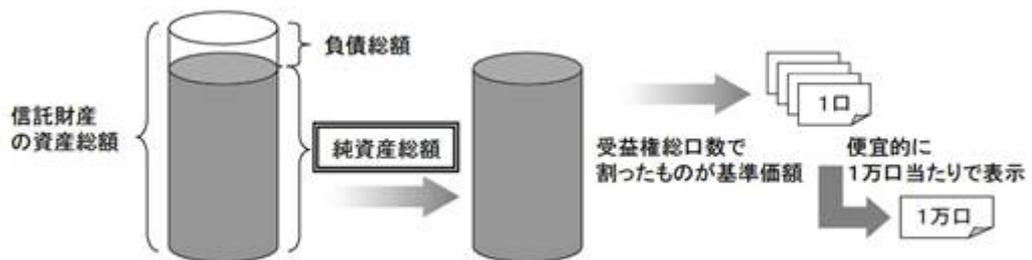
##### 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。



##### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。

#### 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

各ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4)【計算期間】

各ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通  
信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次のいずれかの場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回ることとなったとき

B 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

(ロ) これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

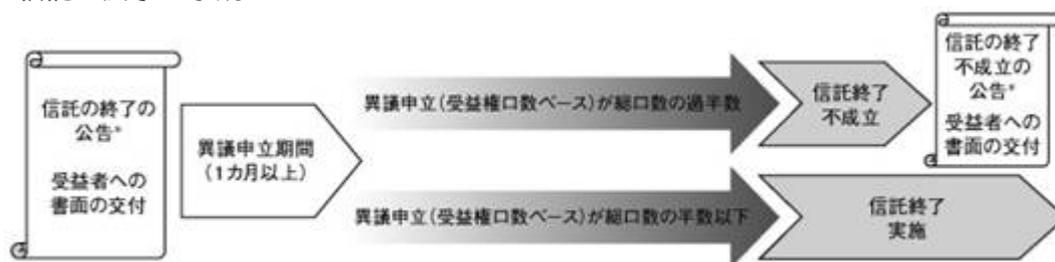
(ハ) この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) この一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(ホ) この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、

かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### < 信託の終了の手續 >



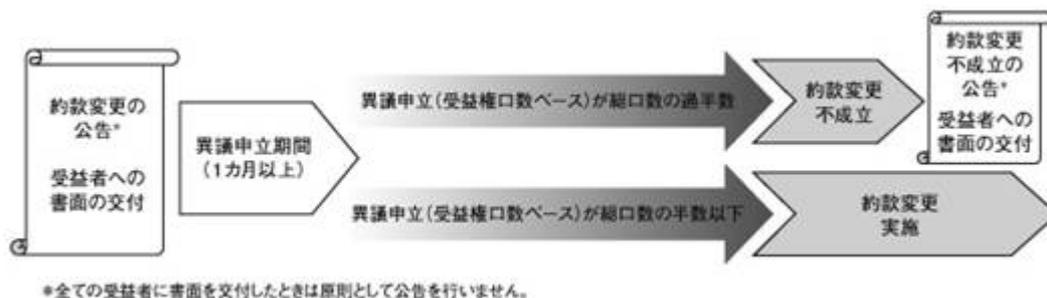
\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ヘ) 前記(ハ)から(ホ)は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ト) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。
- (チ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、このファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 後記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## &lt; 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 &gt;



- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月および11月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 関係法人との契約の更新に関する手続き

- (イ) 委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。
- (ロ) マザーファンドについて、委託会社が運用の指図権限の一部を委託するドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクと委託会社との間で締結された運用指図権限の委託契約の有効期間は、契約日よりマザーファンドの信託契約終了の日までとします。ただし、委託会社、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、契約を解除することができます。

また、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受

託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

#### その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年5月および11月の決算日経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### (3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託

財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、信託約款に規定する公告または書面に記載します。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(平成24年11月6日から平成25年5月7日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	26,552,094	31,562,008
親投資信託受益証券	2,652,519,278	2,699,663,411
未収入金	35,000,000	-
未収利息	36	25
流動資産合計	2,714,071,408	2,731,225,444
資産合計	2,714,071,408	2,731,225,444
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,212,849	5,234,869
未払解約金	37,608,412	2,089,539
未払受託者報酬	119,352	126,731
未払委託者報酬	2,864,421	3,041,524
その他未払費用	850,915	949,123
流動負債合計	47,655,949	11,441,786
負債合計	47,655,949	11,441,786
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,141,899,505	3,489,913,013
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,475,484,046	770,129,355
（分配準備積立金）	69,677,486	77,034,719
元本等合計	2,666,415,459	2,719,783,658
純資産合計	2,666,415,459	2,719,783,658
負債純資産合計	2,714,071,408	2,731,225,444

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	第20特定期間 自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,829	3,607
有価証券売買等損益	64,371,133	569,144,133
営業収益合計	64,374,962	569,147,740
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	727,073	712,668
委託者報酬	17,449,615	17,104,033
その他費用	850,915	949,123
営業費用合計	19,027,603	18,765,824
営業利益又は営業損失（ ）	45,347,359	550,381,916
経常利益又は経常損失（ ）	45,347,359	550,381,916
当期純利益又は当期純損失（ ）	45,347,359	550,381,916
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	106,036	5,991,256
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,634,729,516	1,475,484,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	156,795,951	207,154,316
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	156,795,951	207,154,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,780,638	12,452,524
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,780,638	12,452,524
分配金	39,011,166	33,737,761
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,475,484,046	770,129,355

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成24年11月6日から平成25年5月7日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
1. 期首元本額	4,560,726,711円	4,141,899,505円
期中追加設定元本額	10,349,276円	42,483,165円
期中一部解約元本額	429,176,482円	694,469,657円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,141,899,505口	3,489,913,013口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,475,484,046円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は770,129,355円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19特定期間 自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日	第20特定期間 自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5以内の率を乗じて得た額を支払っております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 (平成24年5月8日から平成24年6月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額83,461,811円(1万口当たり185円)のうち6,740,143円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	2. 分配金の計算過程 (平成24年11月6日から平成24年12月5日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額82,226,183円(1万口当たり202円)のうち6,105,073円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
A 費用控除後の配当等収益額 6,329,808円	A 費用控除後の配当等収益額 8,781,913円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,328,788円	C	収益調整金額	5,013,772円
D	分配準備積立金額	71,803,215円	D	分配準備積立金額	68,430,498円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	83,461,811円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	82,226,183円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,493,428,937口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,070,048,671口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	185円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	202円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	6,740,143円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	6,105,073円
<p>（平成24年6月6日から平成24年7月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額85,418,245円（1万口当たり192円）のうち6,656,843円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成24年12月6日から平成25年1月7日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額82,849,589円（1万口当たり212円）のうち5,856,953円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	9,641,788円	A	費用控除後の配当等収益額	9,815,483円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,293,136円	C	収益調整金額	4,878,433円
D	分配準備積立金額	70,483,321円	D	分配準備積立金額	68,155,673円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	85,418,245円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	82,849,589円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,437,895,607口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,904,635,759口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	192円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	212円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	6,656,843円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	5,856,953円
<p>（平成24年7月6日から平成24年8月6日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額83,712,234円（1万口当たり191円）のうち6,560,434円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年1月8日から平成25年2月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額83,343,055円（1万口当たり220円）のうち5,680,445円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	6,088,544円	A	費用控除後の配当等収益額	8,622,940円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,247,829円	C	収益調整金額	5,221,373円
D	分配準備積立金額	72,375,861円	D	分配準備積立金額	69,498,742円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	83,712,234円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	83,343,055円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,373,622,990口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,786,963,888口

G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	191円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	220円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	6,560,434円	I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	5,680,445円
<p>（平成24年8月7日から平成24年9月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額82,173,321円（1万口当たり190円）のうち6,474,794円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年2月6日から平成25年3月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額83,354,598円（1万口当たり228円）のうち5,476,827円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	6,025,798円	A	費用控除後の配当等収益額	8,460,122円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,208,632円	C	収益調整金額	5,206,718円
D	分配準備積立金額	70,938,891円	D	分配準備積立金額	69,687,758円
E	当ファンドの分配対象収益額 ( A+B+C+D )	82,173,321円	E	当ファンドの分配対象収益額 ( A+B+C+D )	83,354,598円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,316,529,341口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,651,218,534口
G	1万口当たり分配対象収益額 ( E / F × 10,000 )	190円	G	1万口当たり分配対象収益額 ( E / F × 10,000 )	228円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	6,474,794円	I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	5,476,827円
<p>（平成24年9月6日から平成24年10月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額80,487,101円（1万口当たり189円）のうち6,366,103円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年3月6日から平成25年4月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額85,799,733円（1万口当たり239円）のうち5,383,594円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	6,056,657円	A	費用控除後の配当等収益額	9,244,733円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,151,933円	C	収益調整金額	5,151,305円
D	分配準備積立金額	69,278,511円	D	分配準備積立金額	71,403,695円
E	当ファンドの分配対象収益額 ( A+B+C+D )	80,487,101円	E	当ファンドの分配対象収益額 ( A+B+C+D )	85,799,733円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,244,068,778口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,589,062,672口
G	1万口当たり分配対象収益額 ( E / F × 10,000 )	189円	G	1万口当たり分配対象収益額 ( E / F × 10,000 )	239円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	6,366,103円	I	分配金額 ( F × H / 10,000 )	5,383,594円

<p>（平成24年10月6日から平成24年11月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額80,949,362円（1万口当たり195円）のうち6,212,849円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		<p>（平成25年4月6日から平成25年5月7日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額87,331,040円（1万口当たり250円）のうち5,234,869円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			
A	費用控除後の配当等収益額	8,609,508円	A	費用控除後の配当等収益額	9,131,543円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	5,059,027円	C	収益調整金額	5,061,452円
D	分配準備積立金額	67,280,827円	D	分配準備積立金額	73,138,045円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	80,949,362円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	87,331,040円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	4,141,899,505口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,489,913,013口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	195円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	250円
H	1万口当たり分配金額	15円	H	1万口当たり分配金額	15円
I	分配金額（F × H / 10,000）	6,212,849円	I	分配金額（F × H / 10,000）	5,234,869円

## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日	第20特定期間 自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。</p> <p>親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にはリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	同左

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
----	--------------------------	-------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	59,652,935	56,222,438
合計	59,652,935	56,222,438

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 第19特定期間末(平成24年11月5日)

該当事項はありません。

## 第20特定期間末(平成25年5月7日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19特定期間（自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日）

該当事項はありません。

第20特定期間（自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19特定期間末 （平成24年11月5日）	第20特定期間末 （平成25年5月7日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6438円 （6,438円）	0.7793円 （7,793円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・米国政府 機関証券マザーファン ド	1,972,717,144	2,699,663,411	
		小計	1,972,717,144	2,699,663,411	
		銘柄数 組入時価比率	1 99.3%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			2,699,663,411	
合計				2,699,663,411	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(平成24年11月6日から平成25年5月7日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)】  
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	50,789,804	115,235,617
親投資信託受益証券	1,709,588,233	973,160,276
未収利息	69	94
流動資産合計	1,760,378,106	1,088,395,987
資産合計	1,760,378,106	1,088,395,987
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	40,990,720	120,438,600
未払収益分配金	8,100,860	3,509,882
未払解約金	40,000	-
未払受託者報酬	76,168	44,185
未払委託者報酬	1,828,056	1,060,467
その他未払費用	768,923	7,602
流動負債合計	51,804,727	125,060,736
負債合計	51,804,727	125,060,736
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,025,215,006	1,169,960,985
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	316,641,627	206,625,734
(分配準備積立金)	1,522,885	281,007
元本等合計	1,708,573,379	963,335,251
純資産合計	1,708,573,379	963,335,251
負債純資産合計	1,760,378,106	1,088,395,987

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間 自 平成24年 5月 8日 至 平成24年11月 5日	第20特定期間 自 平成24年11月 6日 至 平成25年 5月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	4,941	18,800
有価証券売買等損益	44,885,372	288,572,043
為替差損益	23,482,950	288,212,880
<b>営業収益合計</b>	<b>21,407,363</b>	<b>377,963</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	421,733	345,673
委託者報酬	10,121,509	8,296,186
その他費用	768,923	7,602
<b>営業費用合計</b>	<b>11,312,165</b>	<b>8,649,461</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>10,095,198</b>	<b>8,271,498</b>
経常利益又は経常損失（ ）	10,095,198	8,271,498
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>10,095,198</b>	<b>8,271,498</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	40,062	3,243,179
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>236,241,078</b>	<b>316,641,627</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,375,680	149,359,676
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,375,680	149,359,676
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,858,870	7,103,158
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,858,870	7,103,158
分配金	45,972,495	27,212,306
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>316,641,627</b>	<b>206,625,734</b>

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成24年11月6日から平成25年5月7日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
1. 期首元本額	1,710,132,164円	2,025,215,006円
期中追加設定元本額	451,516,974円	41,720,762円
期中一部解約元本額	136,434,132円	896,974,783円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,025,215,006口	1,169,960,985口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は316,641,627円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は206,625,734円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19特定期間 自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日	第20特定期間 自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5以内の率を乗じて得た額を支払っております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

(平成24年5月8日から平成24年6月5日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額127,498,118円(1万口当たり742円)のうち6,869,153円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	3,022,507円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	119,019,394円
D	分配準備積立金額	5,456,217円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	127,498,118円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,717,288,483口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	742円
H	1万口当たり分配金額	40円
I	分配金額(F×H/10,000)	6,869,153円

(平成24年6月6日から平成24年7月5日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額122,887,413円(1万口当たり723円)のうち6,793,706円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	3,533,437円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	117,783,757円
D	分配準備積立金額	1,570,219円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	122,887,413円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,698,426,535口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	723円
H	1万口当たり分配金額	40円
I	分配金額(F×H/10,000)	6,793,706円

(平成24年7月6日から平成24年8月6日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額143,657,209円(1万口当たり710円)のうち8,085,984円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年11月6日から平成24年12月5日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額116,006,524円(1万口当たり626円)のうち5,554,806円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	3,708,329円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	110,907,073円
D	分配準備積立金額	1,391,122円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	116,006,524円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,851,602,207口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	626円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	5,554,806円

(平成24年12月6日から平成25年1月7日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額104,540,782円(1万口当たり618円)のうち5,069,704円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	3,729,004円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	99,544,395円
D	分配準備積立金額	1,267,383円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	104,540,782円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,689,901,393口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	618円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	5,069,704円

(平成25年1月8日から平成25年2月5日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額98,797,817円(1万口当たり607円)のうち4,876,638円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	4,657,755円	A	費用控除後の配当等収益額	3,100,103円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	137,454,233円	C	収益調整金額	94,483,706円
D	分配準備積立金額	1,545,221円	D	分配準備積立金額	1,214,008円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	143,657,209円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	98,797,817円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,021,496,001口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,625,546,249口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	710円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	607円
H	1万口当たり分配金額	40円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	8,085,984円	I	分配金額（F × H / 10,000）	4,876,638円
<p>（平成24年8月7日から平成24年9月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額138,873,856円（1万口当たり688円）のうち8,063,329円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年2月6日から平成25年3月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額94,338,160円（1万口当たり598円）のうち4,731,501円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	3,676,794円	A	費用控除後の配当等収益額	3,209,250円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	133,658,499円	C	収益調整金額	89,962,902円
D	分配準備積立金額	1,538,563円	D	分配準備積立金額	1,166,008円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	138,873,856円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	94,338,160円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,015,832,331口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,577,167,171口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	688円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	598円
H	1万口当たり分配金額	40円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	8,063,329円	I	分配金額（F × H / 10,000）	4,731,501円
<p>（平成24年9月6日から平成24年10月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額134,510,660円（1万口当たり667円）のうち8,059,463円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年3月6日から平成25年4月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額68,625,157円（1万口当たり593円）のうち3,469,775円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	3,746,415円	A	費用控除後の配当等収益額	2,904,521円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	129,237,965円	C	収益調整金額	64,873,344円
D	分配準備積立金額	1,526,280円	D	分配準備積立金額	847,292円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	134,510,660円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	68,625,157円

F	当ファンドの期末残存受益権 口数	2,014,865,997口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,156,591,911口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	667円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	593円
H	1万口当たり分配金額	40円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	8,059,463円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	3,469,775円
<p>（平成24年10月6日から平成24年11月5日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額130,923,347円（1万口当たり646円）のうち8,100,860円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>			<p>（平成25年4月6日から平成25年5月7日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における分配対象収益額68,336,623円（1万口当たり584円）のうち3,509,882円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	3,806,454円	A	費用控除後の配当等収益額	2,384,741円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	125,593,058円	C	収益調整金額	65,671,236円
D	分配準備積立金額	1,523,835円	D	分配準備積立金額	280,646円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	130,923,347円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	68,336,623円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	2,025,215,006口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,169,960,985口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	646円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	584円
H	1万口当たり分配金額	40円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額 (F × H / 10,000)	8,100,860円	I	分配金額 (F × H / 10,000)	3,509,882円

## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自 平成24年5月8日 至 平成24年11月5日	第20特定期間 自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

<p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避するため、為替予約を行っております。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。</p> <p>親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	<p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にはリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	<p>同左</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第19特定期間末 (平成24年11月5日)	第20特定期間末 (平成25年5月7日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	38,251,536	20,266,764
合計	38,251,536	20,266,764

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 通貨関連

第19特定期間末（平成24年11月5日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,655,413,280		1,696,404,000	40,990,720
	合計	1,655,413,280		1,696,404,000	40,990,720

第20特定期間末（平成25年5月7日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	850,617,400		971,056,000	120,438,600
	合計	850,617,400		971,056,000	120,438,600

## （注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
  - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第19特定期間（自平成24年5月8日至平成24年11月5日）

該当事項はありません。

第20特定期間（自平成24年11月6日至平成25年5月7日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第19特定期間末 （平成24年11月5日）	第20特定期間末 （平成25年5月7日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8437円 （8,437円）	0.8234円 （8,234円）

## （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・米国政府 機関証券マザーファン ド	711,114,561	973,160,276	
		小計	711,114,561	973,160,276	
		銘柄数 組入時価比率	1 101.0%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			973,160,276	
合計				973,160,276	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（3）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年11月5日）	（平成25年5月7日）
資産の部		
流動資産		
預金	5,216,098	
コール・ローン	14,230,940	3,984,977
特殊債券	4,360,537,373	3,570,262,764
未収入金		83,384,280
未収利息	17,218,839	15,035,440
流動資産合計	4,397,203,250	3,672,667,461
資産合計	4,397,203,250	3,672,667,461
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	69,750	
未払解約金	35,000,000	
流動負債合計	35,069,750	
負債合計	35,069,750	
純資産の部		
元本等		
元本	3,939,764,732	2,683,831,705
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	422,368,768	988,835,756
元本等合計	4,362,133,500	3,672,667,461
純資産合計	4,362,133,500	3,672,667,461

負債純資産合計	4,397,203,250	3,672,667,461
---------	---------------	---------------

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）の最終相場（外貨建証券の場合は該当期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の指示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年11月5日)	(平成25年5月7日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,014,024,814円	3,939,764,732円
同期中における追加設定元本額	313,692,079円	円
同期中における一部解約元本額	387,952,161円	1,255,933,027円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）	2,395,700,215円	1,972,717,144円
アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）	1,544,064,517円	711,114,561円
合計	3,939,764,732円	2,683,831,705円

2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	3,939,764,732口	2,683,831,705口
------------------------------	----------------	----------------

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

項目	自平成24年5月8日 至平成24年11月5日	自平成24年11月6日 至平成25年5月7日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記)I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

## .金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年11月5日)	(平成25年5月7日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記) . 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成24年11月5日)	(平成25年5月7日)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
特殊債券	42,525,043	19,374,886
合計	42,525,043	19,374,886

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年11月8日から平成24年11月5日及び平成24年11月6日から平成25年5月7日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

(平成24年11月5日)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	24,875,950		24,945,700	69,750
	合計	24,875,950		24,945,700	69,750

(注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(平成25年5月7日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年5月8日至平成24年11月5日)

該当事項はありません。

（自 平成24年11月6日 至 平成25年5月7日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成24年11月5日）	（平成25年5月7日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1072円 （11,072円）	1.3685円 （13,685円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
特殊債券	米ドル	GINNIE MAE 1 POOL 503947	35,232.42	41,214.11	
		GINNIE MAE 1 POOL 573787	81,749.41	95,648.76	
		GINNIE MAE 1 POOL 604622	922,940.60	1,010,692.03	
		GINNIE MAE 1 POOL 618546	65,331.24	78,102.41	
		GINNIE MAE 1 POOL 621721	880,511.21	1,007,151.35	
		GINNIE MAE 1 POOL 643349	429,859.53	470,729.75	
		GINNIE MAE 1 POOL 692734	1,179,669.26	1,306,391.57	
		GINNIE MAE 1 POOL 710687	1,620,441.28	1,785,017.34	
		GINNIE MAE 1 POOL 710859	944,735.42	1,043,858.85	
		GINNIE MAE 1 POOL 723600	711,601.87	783,873.93	
		GINNIE MAE 1 POOL 724274	802,406.69	886,596.72	
		GINNIE MAE 1 POOL 726380	716,136.16	788,868.73	
		GINNIE MAE 1 POOL 733257	761,864.66	839,241.53	
		GINNIE MAE 1 POOL 733595	1,008,272.35	1,127,689.60	
		GINNIE MAE 1 POOL 733724	1,168,144.18	1,286,783.82	
		GINNIE MAE 1 POOL 745094	970,261.70	1,085,177.07	
		GINNIE MAE 1 POOL 781569	446,867.20	522,563.64	
		GINNIE MAE 1 POOL 781778	719,801.88	789,139.02	
		GINNIE MAE 1 POOL 782177	119,240.91	130,764.42	
		GINNIE MAE 1 POOL 794636	1,156,401.20	1,253,475.64	
		GINNIE MAE 1 POOL AA5822	743,764.50	786,879.63	
		GINNIE MAE 1 POOL AB9107	488,604.68	516,928.50	
		GINNIE MAE 2 POOL 2535	123,801.78	143,556.96	
		GINNIE MAE 2 POOL 3028	65,789.02	78,828.62	
		GINNIE MAE 2 POOL 3081	95,508.97	111,675.80	
		GINNIE MAE 2 POOL 3414	836,378.01	917,728.81	
GINNIE MAE 2 POOL 3502	890,395.65	1,012,744.47			
GINNIE MAE 2 POOL 3515	500,396.34	556,788.65			
GINNIE MAE 2 POOL 3556	1,223,291.41	1,361,150.60			

	GINNIE MAE 2 POOL 3569	1,329,850.04	1,479,717.88	
	GINNIE MAE 2 POOL 4678	1,139,880.29	1,255,471.33	
	GINNIE MAE 2 POOL 4771	840,936.03	926,212.24	
	GINNIE MAE 2 POOL 5280	558,850.90	606,375.07	
	GINNIE MAE 2 POOL 616552	682,603.99	776,515.55	
	GINNIE MAE 2 POOL 752602	1,657,247.18	1,827,179.81	
	GINNIE MAE 2 POOL 766717	522,620.51	570,983.34	
	GINNIE MAE 2 POOL AA1052	1,081,483.75	1,169,396.59	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0088	1,090,554.31	1,178,522.89	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0089	610,484.81	662,399.88	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0154	925,003.88	999,618.48	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0318	1,227,708.89	1,326,740.92	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0533	5,607.82	5,928.07	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0624	938,554.92	992,155.22	
	GINNIE MAE 2 POOL MA0698	396,824.54	419,486.95	
小計		32,717,611.39	36,015,966.55	
	銘柄数	44	(3,570,262,764)	
	組入時価比率	100.0%	100.0%	
	特殊債券 合計		3,570,262,764 (3,570,262,764)	
	合計		3,570,262,764 (3,570,262,764)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」

平成25年5月末日現在

資産総額	2,649,152,420円
負債総額	7,783,476円
純資産総額( - )	2,641,368,944円
発行済口数	3,371,535,250口
1口当たり純資産額( / )	0.7834円
(1万口当たり純資産額)	(7,834円)

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」

平成25年5月末日現在

資産総額	1,885,076,947円
負債総額	938,798,538円
純資産総額( - )	946,278,409円
発行済口数	1,167,285,280口
1口当たり純資産額( / )	0.8107円
(1万口当たり純資産額)	(8,107円)

## &lt;参考情報&gt;

「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」

平成25年5月末日現在

資産総額	3,617,956,268円
負債総額	50,285,000円
純資産総額( - )	3,567,671,268円
発行済口数	2,590,842,522口
1口当たり純資産額( / )	1.3770円
(1万口当たり純資産額)	(13,770円)

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### 1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### 2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### 3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

##### 7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

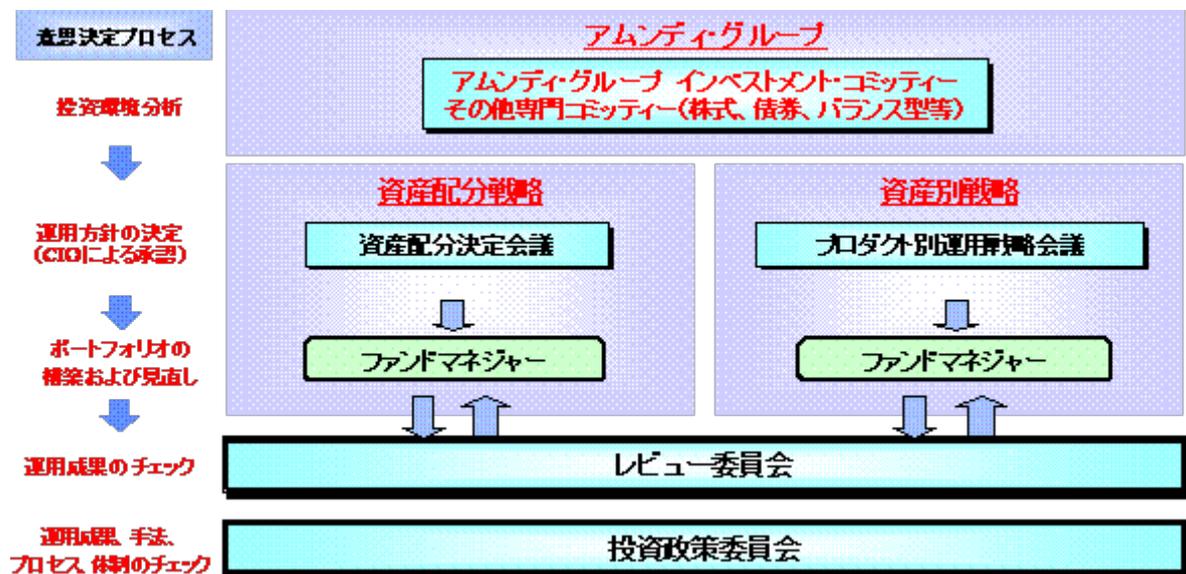
直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の概況

###### 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行

います。

- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

### 営業の概況

平成25年5月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	42	102,289
追加型株式投資信託	146	1,432,684
追加型公社債投資信託	1	18,408
合計	189	1,553,381

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
<b>流動資産合計</b>		<b>6,296,549</b>		<b>5,646,747</b>
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
<b>有形固定資産合計</b>		<b>269,298</b>		<b>227,457</b>
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
<b>無形固定資産合計</b>		<b>13,380</b>		<b>12,784</b>
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>2,197,298</b>		<b>2,545,216</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>2,479,976</b>		<b>2,785,457</b>
<b>資産合計</b>		<b>8,776,525</b>		<b>8,432,205</b>

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
<b>固定負債</b>		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	8,441	12,041
評価・換算差額等合計	8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
営業費用		
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費	257,680	229,276
通信費	64,101	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
一般管理費		
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬	219,810	118,614
給料・手当	2,284,355	2,149,555
賞与	249,749	276,105
役員賞与	65,891	40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
賞与引当金繰入	83,681	93,485
役員賞与引当金繰入	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
営業利益	78,200	329,653
営業外収益		
有価証券利息	31,032	-
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	-
雑収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
営業外費用		
為替差損	22,423	-
有価証券利息	-	14,065
雑損失	48	231
営業外費用合計	22,471	14,296

経常利益		103,056		349,460
特別利益				
清算配当金	*1*2	73,294	*1*2	-
特別利益合計		73,294		-
特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

## (3)【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

	第31期		第32期	
	( 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日 )		( 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日 )	
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,200,000		1,200,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		1,076,268		1,076,268
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金				
当期首残高		1,342,567		1,342,567
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計				
当期首残高		2,418,835		2,418,835
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		110,093		110,093
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		110,093		110,093
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		1,600,000		1,600,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,595,308		1,391,801
当期変動額				
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
当期変動額合計		203,507		27,924
当期末残高		1,391,801		1,363,877

（ 単位：千円 ）

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	211,578	7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p>

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。  なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																																				
<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>43,036</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>23,404</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>19,632</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>88,400</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>240</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>55,401</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	43,036	千円	未収運用受託報酬	23,404	千円	未収投資助言報酬	19,632	千円	未収収益	88,400	千円	立替金	240	千円	その他未払金	55,401	千円	<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>7</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>61,411</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>29,393</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>46,863</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	7	千円	未収運用受託報酬	61,411	千円	未収投資助言報酬	-	千円	未収収益	29,393	千円	立替金	-	千円	その他未払金	46,863	千円
未収委託者報酬	43,036	千円																																			
未収運用受託報酬	23,404	千円																																			
未収投資助言報酬	19,632	千円																																			
未収収益	88,400	千円																																			
立替金	240	千円																																			
その他未払金	55,401	千円																																			
未収委託者報酬	7	千円																																			
未収運用受託報酬	61,411	千円																																			
未収投資助言報酬	-	千円																																			
未収収益	29,393	千円																																			
立替金	-	千円																																			
その他未払金	46,863	千円																																			
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。																																				

建物	53,646 千円	建物	61,093 千円
器具備品	129,811 千円	器具備品	140,127 千円

## (損益計算書関係)

第31期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第32期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)												
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	—												
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	—												
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	—												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日比谷ダイビル18F</td> <td>処分予定資産</td> <td>建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。</p> <p>当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。</p> <p>日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(減損損失の金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>8,822千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,822千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建物	(減損損失の金額)		建物	8,822千円	合計	8,822千円	
場所	用途	種類											
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建物											
(減損損失の金額)													
建物	8,822千円												
合計	8,822千円												
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。												

（株主資本等変動計算書関係）

第31期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）	
普通株式	2,400	-	-	2,400	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
配当原資については、利益剰余金としております。					
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日
配当原資については、利益剰余金としております。					

第32期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）	
普通株式	2,400	-	-	2,400	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日
配当原資については、利益剰余金としております。					

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)

## （リース取引関係）

ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産  
器具備品

## (2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適切に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-

(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他の有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

（単位：千円）

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-

合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-
----	-----------	-----------	---------	---

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期 (自平成23年4月1日至平成24年3月31日)				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他(注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他(注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231
(注) 投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日)	

## 1. 満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

## 2. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	200,000	-	-

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

## 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## 第32期

（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

## 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## （税効果会計関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 233,446	前受収益否認額 80,176
繰越欠損金 974,852	繰越欠損金 966,686
未払費用否認額 42,625	未払費用否認額 32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額 26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額 21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832
減価償却資産 18,095	減価償却資産 7,449
資産除去債務 22,173	資産除去債務 16,852
その他 17,433	その他 9,753
繰延税金資産小計 1,357,388	繰延税金資産小計 1,194,878
評価性引当金 1,176,212	評価性引当金 1,092,719
繰延税金負債との相殺 8,720	繰延税金負債との相殺 3,651
繰延税金資産合計 172,456	繰延税金資産合計 98,508
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去負債会計基準適用に伴う	資産除去負債 13,226
有形固定資産計上額 19,301	その他有価証券評価差額金 6,668
繰延税金負債小計 19,301	繰延税金負債小計 19,894
繰延税金資産との相殺 8,720	繰延税金資産との相殺 3,651
繰延税金負債合計 10,581	繰延税金負債合計 16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	同左
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（2.0%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第32期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理 業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エス・アール	フランスパリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランスパリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)  
 アムンディ エス・アー(非上場)  
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)  
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

## (一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	272,076千円
普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成25年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成25年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成25年3月末日現在)	事 業 の 内 容
ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク	2,417,259,000 米ドル	投資顧問業務およびその他付帯関連する業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金 : 51,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

### (3) 投資顧問会社

マザーファンドの外貨建資産の運用指図についての権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）の平成24年11月6日から平成25年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）の平成25年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）の平成24年11月6日から平成25年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）の平成25年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)